

伊賀市告示第9号

令和5年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和5年2月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

# 伊賀市職員選考採用募集要項

( 看護師 )

令和5年度

## 伊賀市職員選考採用募集要項

### 【職種、受験資格、採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
看 護 師	① 看護師(婦・士)免許を有する人又は希望する採用予定日までに取得見込みの人 ② 夜間勤務を伴う交代制勤務ができる人	昭和39年4月2日 以降に生まれた人	15人程度

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

### 【選考試験】

- ・ 日 時 試験日は別表のとおりです。  
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

### 【提出書類】

- ・ 令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通  
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。  
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) 又は伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

### 【受付期間】

令和5年2月1日(水)から希望する選考試験日の14日前までの午前8時30分から午後5時15分までとします。(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、応募締切日の午後5時15分までの必着とします。

### (※) 注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付時間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・ 受験票は郵送でお届けします。受験日の4日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

**【申込先及び問い合わせ先】**

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
 伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (TEL0595-41-0065)  
 〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地  
 伊賀市総務部人事課(TEL0595-22-9605)

**【勤務地】**

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
 伊賀市立上野総合市民病院

**【その他】**

- 1 採用予定日等は、別表のとおりです。
- 2 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 3 年次有給休暇、夏季厚生休暇のうち、連続した7日間の休暇が取得できるよう取組んでいます。
- 4 病院敷地内に託児施設があります。
- 5 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 6 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

(別表)

選考試験日	採用予定日	備 考
【第1回】令和5年3月3日(金)	【第1回】令和5年5月1日	選考試験日と採用予定日は左欄から選択して下さい。 ただし、選考試験日・回が採用予定日・回を下回らないこと。  例) 希望する選考試験日が【第3回】の場合、採用予定日は【第3回】から【第12回】までのいずれかを選択して下さい。
【第2回】令和5年4月7日(金)	【第2回】令和5年6月1日	
【第3回】令和5年5月2日(火)	【第3回】令和5年7月1日	
【第4回】令和5年6月2日(金)	【第4回】令和5年8月1日	
【第5回】令和5年7月7日(金)	【第5回】令和5年9月1日	
【第6回】令和5年8月4日(金)	【第6回】令和5年10月1日	
【第7回】令和5年9月1日(金)	【第7回】令和5年11月1日	
【第8回】令和5年10月6日(金)	【第8回】令和5年12月1日	
【第9回】令和5年11月2日(木)	【第9回】令和6年1月1日	
【第10回】令和5年12月1日(金)	【第10回】令和6年2月1日	
【第11回】令和6年1月5日(金)	【第11回】令和6年3月1日	
【第12回】令和6年2月2日(金)	【第12回】令和6年4月1日	

令和5年度

# 伊賀市職員選考採用募集要項

( 介護福祉士 )

令和5年度

## 伊賀市職員選考採用募集要項

### 【職種、受験資格、採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
介護福祉士	① 介護福祉士資格を有する人又は希望する採用予定日までに取得見込みの人 ② 夜勤を含む交代制勤務ができる人	昭和49年4月2日以降に生まれた人	10人程度

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

### 【選考試験】

- ・ 日 時 試験日は別表のとおりです。  
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

### 【提出書類】

- ・ 令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通  
(高校生の場合は、高等学校統一様式での申込み可)  
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。  
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) 又は伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

### 【受付期間】

令和5年2月1日(水)から希望する選考試験日の14日前までの午前8時30分から午後5時15分までとします。(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、応募締切日の午後5時15分までの必着とします。

### (※) 注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付時間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・ 受験票は郵送でお届けします。受験日の4日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

**【申込先及び問い合わせ先】**

- 〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)
- 〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地  
伊賀市総務部人事課 (Tel0595-22-9605)

**【勤務地】**

- 〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
伊賀市立上野総合市民病院

**【その他】**

- 1 採用予定日等は、別表のとおりです。
- 2 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 3 年次有給休暇、夏季厚生休暇のうち、連続した7日間の休暇が取得できるよう取組んでいます。
- 4 病院敷地内に託児施設があります。
- 5 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 6 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

(別表)

選考試験日	採用予定日	備 考
【第 1 回】令和 5 年 3 月 3 日(金)	【第 1 回】令和 5 年 5 月 1 日	選考試験日と採用予定日は左欄から選択して下さい。 ただし、選考試験日・回が採用予定日・回を下回らないこと。  例) 希望する選考試験日が【第 3 回】の場合、採用予定日は【第 3 回】から【第 12 回】までのいずれかを選択してください。
【第 2 回】令和 5 年 4 月 7 日(金)	【第 2 回】令和 5 年 6 月 1 日	
【第 3 回】令和 5 年 5 月 2 日(火)	【第 3 回】令和 5 年 7 月 1 日	
【第 4 回】令和 5 年 6 月 2 日(金)	【第 4 回】令和 5 年 8 月 1 日	
【第 5 回】令和 5 年 7 月 7 日(金)	【第 5 回】令和 5 年 9 月 1 日	
【第 6 回】令和 5 年 8 月 4 日(金)	【第 6 回】令和 5 年 10 月 1 日	
【第 7 回】令和 5 年 9 月 1 日(金)	【第 7 回】令和 5 年 11 月 1 日	
【第 8 回】令和 5 年 10 月 6 日(金)	【第 8 回】令和 5 年 12 月 1 日	
【第 9 回】令和 5 年 11 月 2 日(木)	【第 9 回】令和 6 年 1 月 1 日	
【第 10 回】令和 5 年 12 月 1 日(金)	【第 10 回】令和 6 年 2 月 1 日	
【第 11 回】令和 6 年 1 月 5 日(金)	【第 11 回】令和 6 年 3 月 1 日	
【第 12 回】令和 6 年 2 月 2 日(金)	【第 12 回】令和 6 年 4 月 1 日	







## 伊賀市告示第 10 号

伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月1日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦及び子育て世帯を支援する観点から、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省こども家庭局長通知別紙）（以下「国要綱」という。）に基づき、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦及び子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る目的で実施する伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業は、次に掲げる給付金を支給するものとする。

- (1) 出産応援ギフト（国要綱別添2第2Ⅰに規定する出産応援ギフトをいう。）
- (2) 子育て応援ギフト（国要綱別添2第2Ⅱに規定する子育て応援ギフトをいう。）

(出産応援ギフトの支給対象者)

第3条 出産応援ギフトの支給の対象となる者（以下「出産応援ギフト支給対象者」という。）は、次に掲げる者であって、第5条に規定する申請を行う時点で伊賀市に住所を有するものとする。

- (1) 令和5年2月1日（以下「事業開始日」という。）以後に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し妊娠の事実を確認した者に限る。）
- (2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であ

った者を含み、前号に該当する者を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、他の市町村（特別区を含む。）から出産応援ギフトと同等の給付金の支給を受ける者については、出産応援ギフト支給対象者としな

(出産応援ギフトの支給)

第4条 出産応援ギフトの支給は、出産応援ギフト支給対象者の令和4年4月1日以後に届出をした妊娠（前条第1項第2号に該当する者については、同号に定める期間における出産）1回につき50,000円とする。

(出産応援ギフトの支給申請)

第5条 出産応援ギフト支給対象者は、国要綱別添1第3Iに規定する面談等（以下この項において「妊娠時面談等」という。）を受けた後（第3条第1項第2号又は第3号に該当する者（以下「遡及支給妊婦」という。）にあつては、市が別に定めるアンケート（以下「妊娠期間アンケート」という。）を提出した後）、出産応援給付金支給申請書（様式第1号）又は市の指定する電子的方法により出産応援ギフトの支給に係る申請を行うものとする。ただし、出産応援ギフトの支給に係る申請を行う前に流産し、又は死産した出産応援ギフト支給対象者は、妊娠時面談等を受けること（遡及支給妊婦にあつては、妊娠期間アンケートを提出すること）なく出産応援ギフトの支給に係る申請を行うことができる。

(子育て応援ギフトの支給対象者)

第6条 子育て応援ギフトの支給の対象となる者（以下「子育て応援ギフト支給対象者」という。）は、次に掲げる児童（以下「対象児童」という。）を養育する者であつて、第8条に規定する申請を行う時点で伊賀市に住所を有するもの（同一の対象児童について2人以上いる場合は、そのうちのいずれか1人に限る。）とする。

- (1) 事業開始日以後に出生した児童であつて、日本国内に住所を有するもの
- (2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児童であつて、日本国内に住所を有するもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、子育て応援ギフト支給対象者としな

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障がい児入所施設等の設置者
- (3) 法人
- (4) 他の市町村（特別区を含む。）から子育て応援ギフトと同等の給付金の支給を受ける

者

(子育て応援ギフトの支給)

第7条 子育て応援ギフトの支給は、対象児童1人につき50,000円を1回限りとする。

(子育て応援ギフトの支給申請)

第8条 子育て応援ギフト支給対象者は、国要綱別添1第3Ⅲに規定する面談等(以下この項において「出生後面談等」という。)を受けた後(第6条第1項第2号に該当する者(以下「遡及支給養育者」という。)にあっては、市が別に定めるアンケート(以下「出生後アンケート」という。)を提出した後)、子育て応援給付金支給申請書(様式第2号)又は市の指定する電子的方法により子育て応援ギフトの支給に係る申請を行うものとする。ただし、子育て応援ギフトの支給に係る申請を行う前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト支給対象者は、出生後面談等を受けること(遡及支給養育者にあっては、出生後アンケートを提出すること)なく子育て応援ギフトの支給に係る申請を行うことができる。

(給付金の支給決定)

第9条 市長は、第5条又は前条に規定する申請(以下「支給申請」という。)があったときは、当該申請の内容を審査の上、出産応援ギフト又は子育て応援ギフト(以下「給付金」という。)の支給を決定し、当該支給申請をした者に対し給付金を支給する。

2 市長は、前項の規定による給付金の支給をもって、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項の規定による通知に代えることができる。

(支給申請の期限)

第10条 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者による支給申請は、事業開始日から6月以内に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他遡及支給妊婦又は遡及支給養育者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により前項に規定する期間内に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に支給申請を行うことができる。ただし、令和6年3月1日以後においては、この限りでない。

(支給申請が行われなかった場合の取扱い)

第11条 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者による支給申請が前条の規定による支給申請を行うべき、又は行うことができる期間に行われなかったときは、当該遡及支給妊婦又は遡及支給養育者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、そ

の者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

## 伊賀市告示第 11 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているもので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 1 撤去年月日

①令和 5 年 1 月 26 日

②令和 5 年 1 月 27 日

③令和 5 年 1 月 29 日

### 2 撤去場所及び台数

①伊賀神戸駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐車場、上野丸之内駐輪場 計 6 台

②伊賀上野駅駐輪場 計 8 台

③桑町駅駐輪場 計 1 台

### 3 撤去の理由

伊賀市自転車等駐車場において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めため

### 4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

### 5 保管期間 告示の日から 2 か月間

### 6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項の連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

### 7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

## 伊賀市告示第 12 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 1 撤去年月日

①令和 5 年 1 月 26 日

②令和 5 年 1 月 27 日

③令和 5 年 1 月 29 日

### 2 撤去場所及び台数

①広小路駅 計 1 台

② J R 佐那具駅、茅町駅 計 5 台

③四十九駅、市部駅、丸山駅 計 7 台

### 3 撤去の理由

駅前広場その他公共の用に供する場所において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めるため

### 4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

### 5 保管期間 告示の日から 2 か月間

### 6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項の連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

### 7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 13 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 1021	旧 新	依那古花之 木線	起点 伊賀市上之庄字中井 1294-6 地先 終点 伊賀市上之庄字池ノ尻 1574-2 地先	6.0~8.2	32.0
	新	依那古花之 木線	起点 伊賀市上之庄字中井 1294-6 地先 終点 伊賀市上之庄字池ノ尻 1574-2 地先	4.0~20.0	408.0



伊賀市告示第 14 号

伊賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 5 年 2 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示

伊賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 28 年伊賀市告示第 166 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

## 伊賀市告示第 15 号

伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 2 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇等の影響を受けて肥料価格が急騰する中、海外原料に依存している化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを目的として、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号。以下この項並びに第 4 条第 1 号及び第 2 号において「国要領」という。）別記 3 に規定する化学肥料の使用量の 2 割低減に向けた取組を行う農業者（以下「取組農業者」という。）の組織する団体等であつて、国要領第 4 に掲げる肥料価格高騰対策事業に係る支援金（次条において「国支援金」という。）の交付の対象となるもの（次項及び次条において「交付対象者」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、取組農業者による前項に規定する取組を適正に執行させるため、交付対象者が当該交付対象者に係る取組農業者に対し支援金を支給する事業（以下「補助事業」という。）とする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する支援金の支払に要する経費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、交付対象者が受ける国支援金の額に 7.5 を乗じて得た額を 70 で除した額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）に、前条第 2 項に規定する支援金の支払に係る振込手数料の額を加えた額とする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 国要領第9の4(2)の規定による採択決定の通知書の写し
- (2) 国要領別記3に規定する化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を継続的に行うための計画書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査し、当該申請に係る交付決定の内容を変更するときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業を実施した年度の末日までに伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金請求書（様式第7号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要があると認めたときは、交付決定の額の範囲内で概算払をすることができる。

3 前項ただし書に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金概算払申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

(5) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の収入及び支出について、その内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月8日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。

伊賀市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 182 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

市部区

代表者の氏名 福井 俊史

代表者の住所 伊賀市市部 1616 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 柿本 博美

新代表者の氏名 福井 俊史

旧代表者の住所 伊賀市市部 1665 番地

新代表者の住所 伊賀市市部 1616 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 1 月 8 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 70 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 1 届出者

市場区自治会

代表者の氏名 市南 良一

代表者の住所 伊賀市長田 1017 番地

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 市南 幸一

新代表者の氏名 市南 良一

旧代表者の住所 伊賀市長田 1215 番地

新代表者の住所 伊賀市長田 1017 番地

### 3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 9 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年上野市告示第 84 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

朝屋区

代表者の氏名 西山 均

代表者の住所 伊賀市朝屋 670 番地の 1

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 角田 清宝

新代表者の氏名 西山 均

旧代表者の住所 伊賀市朝屋 932 番地

新代表者の氏名 伊賀市朝屋 670 番地の 1

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市朝屋 932 番地

新事務所の所在地 伊賀市朝屋 670 番地 1

3 変更の年月日

令和 4 年 5 月 15 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更



伊賀市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 5 年上野市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

比自岐区

代表者の氏名 山下 茂隆

代表者の住所 伊賀市比自岐 826 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福本 佳次

新代表者の氏名 山下 茂隆

旧代表者の住所 伊賀市比自岐 667 番地

新代表者の住所 伊賀市比自岐 826 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 1 月 29 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第20号

令和5年第1回伊賀市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和5年2月17日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和5年2月24日（金） 午前10時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 21 号

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表古民家等再生工事の項中「5分の1」を「3分の2」に改める。

附 則

この告示は、令和5年2月17日から施行する。

伊賀市告示第22号

次の臨時運行許可番号標は失効したので、伊賀市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成16年伊賀市規則第12号）第6条第2項の規定により告示する。

令和5年2月22日

伊賀市長 岡 本 栄

1 失効した臨時運行許可番号標

三重185伊賀

2 失効年月日

令和5年1月5日

## 伊賀市告示第 23 号

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 15 号）第 7 条に規定する使用料及び手数料の徴収事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 1 委託した相手方

名称 株式会社ソラスト三重支社  
支社長 福山 由哉  
所在地 津市羽所町 375

#### 2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊賀市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者について、次のとおり変更したので、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第17条の2第2項の規定により告示する。

令和5年2月22日

伊賀市長 岡本 栄

### 記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
株式会社百五カード  
三重県津市栄町三丁目123番地1
- 2 変更した事項  
指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類  
追加
  - (1) 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成16年伊賀市条例第280号）に規定する診療報酬並びに使用料及び手数料
  - (2) 伊賀市健診センター設置条例（平成18年伊賀市条例第56号）第10条に規定する健診料及び手数料
- 3 変更した日  
令和5年3月1日
- 4 指定期間  
令和5年3月1日から令和10年3月31日まで

伊賀市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

上野小玉町自治会

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 住民の親睦と福祉の増進を図ること。
- (4) 防犯、防災、交通安全に関すること。
- (5) 蔵・集会施設及びユネスコ無形文化遺産の保存・維持管理
- (6) 伝統行事に係る文化美術保存継承活動支援
- (7) 各種機関、団体との連絡調整
- (8) その他この会の目的達成に関すること。

3 区域

伊賀市上野小玉町の全域

4 主たる事務所

伊賀市上野小玉町 3107 番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 西山 正幸

住所 伊賀市上野小玉町 3066 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和5年1月18日



伊賀市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者について、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月28日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその代表者の氏名並びに事務所の所在地  
株式会社三十三カード  
三重県四日市市幸町2番4号
- 2 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類
  - (1) 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成16年伊賀市条例第280号）に規定する診療報酬並びに使用料及び手数料
  - (2) 伊賀市健診センター設置条例（平成18年伊賀市条例第56号）第10条に規定する健診料及び手数料
- 3 指定した日  
令和5年4月1日
- 4 指定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで